

第 64 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 10 月 16 日（月） 13：00～17：55

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員
〔政府〕大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、斎藤秀夫内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官
※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 8：児童養護施設における医療的ケアの充実（厚生労働省）>

（高橋部会長） お示しいただいたビジョンでも、具体的におっしゃっていただいたように、施設の小規模化、地域分散ということは明らかに示されている。そういう意味では、この要件についても足並みをそろえて引き下げていくということもともとその方向に沿っていることではないかと思うが、支障を解消する方向で御検討いただくと受け取らせてよろしいか。

（厚生労働省山本審議官） 私どもとしては、基本的にはその方向で考えていきたいと思っている。しかし、手段としては予算の加算ということになるため、予算編成の中で結論を出していきたい。

（高橋部会長） 財務とも協議されているということか。

（厚生労働省山本審議官） 相談をしているところ。

（大橋構成員） これは平成30年度中から具体化の方向で検討ということによろしい。

（厚生労働省山本審議官） 現在相談しているものは、30年度予算に向けての話であるため、そのようにしてもらって結構である。

（高橋部会長） 閣議決定にどう盛り込んでいくか、こちらの閣議決定が12月の中旬の早い時期であるため、表現ぶりをどうするか、最終的な決定については、多分、概算が決まるのが後になると思う。基本的な方向性は一致しているということを確認できたので、事務局とよく表現ぶりなど、相談していただきたい。

<通番 2：放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長） 原則論として、国が基準を示す必要があることに異論はないが、従うべき基準とするかどうかの問題である。

本提案は、放課後児童クラブの人員基準について、従うべき基準となっているため、事業展開ができないことに起因し、全国知事会、市長会、町村会から共同提案されている。

基準や参酌すべき基準とすることもできるが、従うべき基準にしなければならない理由についてご説明いただきたい。

（厚生労働省） 国の制度として、放課後児童クラブを実施している以上、子どもの安全や適切な環境確保のために、必要最低限の基準が必要であると思料。

（高橋部会長） 放課後児童クラブの面積基準については、現行で参酌すべき基準とされている。参酌すべき基準もある一方で、人員については、従うべき基準にしなければならないと理由如何。

（厚生労働省） 平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の施行に際し、新たに定めた最低基準の中には、面積基準や安全管理等様々な項目があるが、最低限子どもの安全確保に関する部分として、従事者の資格及び員数のみを従うべき基準として、それ以外を参酌すべき基準とした経緯がある。

放課後児童クラブだけでなく、保育、養護等についても、従事者の資格及び員数については、従うべき基準とされている。

（高橋部会長） 様々な指標がある中で、資格と員数を特段厳格に定める必要があるのはなぜか。例えば、利用児

童が少ない場合に、柔軟に安全を確保できる基準の構築することができないか。

(厚生労働省) 個別の支障事例として地方公共団体から提案された、中山間地における小規模な放課後児童クラブの実施や併設する学校の職員等との連携については、今後、放課後児童クラブの在り方を見直す中で、地域の実情を踏まえた実施が可能となる仕組みを検討してまいりたい。

(高橋部会長) 今後の放課後児童クラブの在り方を検討する上で、柔軟な運用ができるよう、検討していただけるということか。

(厚生労働省) 然り。

(大橋構成員) 今回、地方三団体が初めて共同提案を行っており、放課後児童クラブの執行に当たり、相当な支障があるということだと思料。厚生労働省からは、基準の制定過程で、地方公共団体から意見を聴取したという見解が示されたが、地方三団体によると、従うべき基準とすることについて、地方側に十分な説明がないまま、法案が提出された経緯があるという。

義務付けが許容されるのは、第3次勧告により、真に必要な場合に限定されており、当事者に十分な説明がされることが筋だと思料。実務を扱っている地方三団体の意見を十分に聴取した上、従うべき基準を見直していただくことが必要ではないか。放課後児童クラブについては、地方公共団体が実施していた事業を国が制度化した際に、厳しすぎる要件を設定したため、事業展開できず、地方側にとって不自由になったという思いが非常に強い。地方公共団体は、放課後児童クラブの制度化以前から安全に配慮して事業を運営していたため、参酌すべき基準とすることを念頭に検討していただくことが必要ではないか。

(厚生労働省) 地方三団体から、制定過程で十分な説明がなかったという意見があったという点については、当省とは少々認識が異なり、平成27年に実施された最低基準の策定に関する専門委員会の中で、地方公共団体の観点から、子どもの最善の利益をどう考えるかという議論もされている。その結果、従事者の資格及び員数については、従うべき基準とされたが、それ以外の面積基準等については、参酌すべき基準として、地方公共団体に対する一定の配慮を行った。

(伊藤構成員) 国が児童福祉法上の事業として放課後児童クラブを位置付けているということだが、実際に責任を負い、運営しているのは市町村である。また、従うべき基準でなければ、安全性や質が担保されないという考え方が、分権の趣旨からは納得できない。参酌すべき基準としたとしても、現場で責任を負う市町村が、質と安全性について最善の配慮をすることは当然であり、住民や保護者から市町村に対し、様々な要求がされる。国が最低限必要だと思う基準を明確にした上で、地域の実情に応じた対応ができるようにしていただきたい。

さらに、今回は個別の支障についてそれぞれ対応を行うということだが、対応方法として従うべき基準を新たに定めると、地方公共団体の個別の支障について柔軟な対応をすることが難しくなると思料。放課後児童クラブについては、昨年からの運営に関する懸念に基づく提案が複数提出されており、今年参酌化を求める提案として、運営上の不安が表面化していることを踏まえ、御対応いただきたい。

(厚生労働省) 子どもの安全や適切な環境を確保するため、最低限の基準は必要であると考えますが、具体的な個別の支障事例について対応できるよう、有識者の意見を踏まえて検討してまいりたい。

(高橋部会長) 検討のスケジュール如何。

(厚生労働省) 様々な提案があるが、高等学校等を卒業していない者について、現行では放課後児童支援員の資格要件から外れているため、認定研修の受講状況等を踏まえながら検討し、対応してまいりたい。

また、登録児童数が少ない場合等に、学校等との連携により、配置基準の緩和を求める提案については、放課後子ども総合プランの進捗状況等を勘案しながら、検討を進めていきたい。

(高橋部会長) 高等学校等を卒業していない者が放課後児童支援員となることを可能とする措置については、すぐに対応できるのではないか。それ以外の提案についても、通知レベルで対応できることもあると思料。従うべき基準の緩和については、最終的な決着まで多少時間がかかるかもしれないが、当面の支障を解消する措置については、閣議決定に間に合うよう対応していただきたい。

(厚生労働省) 高等学校等を卒業していない者については、一定の実務経験を有する場合に要件緩和を検討しているが、具体的に何年の実務経験を求めるか、現場や有識者の意見を聴取する必要があるため、容易にできるものではないと思料。十分な検討を行った上で、速やかに実施したい。

(高橋部会長) 検討を行った上で、平成30年度から措置することはできないか。

(厚生労働省) 実施時期については、時間がかかる提案と早期に実施できる提案があるため、整理した上、事務局と十分に相談しながら決定してまいりたい。

- (高橋部会長) 事務局としては、それでよいか。
- (小谷参事官) 実施時期について、十分に調整してまいりたい。
- (高橋部会長) 従うべき基準の在り方の検討については、様々な地域の実情を包含することができる、柔軟な基準となるよう、閣議決定の記載ぶりを検討していただきたい。
- (厚生労働省) 従うべき基準を設定した上で、配置基準や認定資格研修の受講を全国一律に求めることは必要だと考えており、その点について柔軟化することは困難。
- (高橋部会長) 少人数の放課後児童クラブや学校との連携がある場合について、柔軟な運用を認めるのであれば、実態として、全国一律の運用とは言えず、一部参酌化したと言えるのではないか。
- (伊藤構成員) 個別の提案への対応として、要件が緩和される対象地域や要件を、新たに従うべき基準として設定すると、地域の実情を踏まえた実施ができない可能性がある。個別提案への対応として、参酌すべき基準とした上で、地域の実情に応じた運用ができる幅を持たせることはできないか。
- (厚生労働省) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)(以下、「基準省令」という。)第10条第5項により、利用者が20人未満の場合であって、同一敷地内にある事業所等の職務に従事している場合に、現行で職員配置を弾力化しているため、当該規定の書きぶりを見直すことで対応したい。
- (勢一厚生員) 個別の提案について、「地域の実情を踏まえた対応」を行っていただくということだが、地域の実情を踏まえた要件を判断する主体は、国でなければならないのか。分権の仕組みとしては、地域の実情に合わせて、地方公共団体自身が遵守しなければならない基準を判断すべきだと思料。地域の実情に合わせて、従うべき基準を新たに設定することは、支障の根本的な解決に繋がらないことを踏まえ、基準の在り方を検討していただきたい。
- (厚生労働省) 放課後児童クラブについては、従事者及び員数のみを従うべき基準として位置付けた上、それ以外について参酌すべき基準として位置付けているため、その範囲内で基準の在り方について検討してまいりたい。
- (大橋厚生員) 従事者及び員数についてのみを従うべき基準としているということだが、そのことに起因して、全国的に支障が生じている。地方三団体からは、従うべき基準の抜本的な見直しを求める提案がされており、個別の提案への対応を求められているわけではない。今年の提案に対し、個別の対応をしたとしても、来年以降も個別の対応を求められることになりうる。放課後児童クラブに関する問題については、制度設計を行う国と実施主体である地方公共団体の意識に大きな乖離があることから、局所的な要件の書き換えでは、問題の先延ばしとなるだけではないか。参酌すべき基準として、地方に任せられるか、参酌すべき基準とするための条件はどのようなことが考えられるかという点について検討いただくことが、必要不可欠である。
- (厚生労働省) 放課後児童クラブだけでなく、保育や養護等、子どもの過ごす場所を確保するに当たり、最低限子どもの安全の確保が必要だという認識は、国と地方で共通の見解だと思料。当該見解に基づき、現行の従うべき基準と参酌すべき基準は整理されている。
- (大橋厚生員) 地方公共団体側としては、国が定める要件のほかに工夫する余地があるので、任せてほしいという思いだと思料。従うべき基準により、要件を縛ったままでは、地方に運用の工夫の余地がほとんどなく、放課後児童クラブの増加する需要に対し、事業拡大することができないことに起因する提案であることを踏まえて、検討していただきたい。
- (高橋部会長) 厚生労働省が改正を検討している、基準省令第10条第5項に定める20人未満の放課後児童クラブは、どの程度の割合を占めるのか。
- (厚生労働省) 平成28年5月時点で、放課後児童クラブ2万8000支援単位のうち、約10%にあたる3000支援単位が20人未満で実施している。
- (高橋部会長) 要件が緩和されたとしても、対象となる利用者数はあまり多くないということか。
- (厚生労働省) 然り。
- (高橋部会長) 要件緩和の対象となる20人未満の人数要件を30人に引き上げることにより、対象を増やすことは考えられないか。
- (厚生労働省) 現行の緩和措置の人数要件を引き上げることも含めて、検討してまいりたい。
- (高橋部会長) 放課後児童クラブの事業展開が阻害されている現状にあるため、地方が使いやすく、合理的で柔

軟な基準を御検討いただきたい。

また、個別の提案への対応については、早期に対応できるもの、できないものを整理した上、可能な限り早期に検討していただきたい。

<通番6：家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和（内閣府・厚生労働省）>

（厚生労働省）合同保育の実施、健康診断の合同実施、園庭の開放等の保育内容の支援を通じて、日頃から連携する家庭的保育事業等の子どもの様子の把握や子どもが慣れた環境での保育が可能であるという趣旨から、現行の連携施設である認定こども園、保育所、幼稚園において、代替保育の提供が実施されることが原則。

一方で、家庭的保育事業等を行う事業所と日頃から連携し、交流等がある場合であって、代替保育を実施した場合の責任の所在が明確であり、保育の質を落とすことなく子どもの個々の発育状況に応じた代替保育の提供が可能であること等が担保される場合には、現行の連携施設以外の場所でも代替保育を提供することは不可能ではないと考えている。御指摘も踏まえて、現行の連携施設である認定こども園、保育所、幼稚園以外の事業等で代替保育の提供が可能かどうか、検討したい。

（高橋部会長）検討のスケジュールは。

（厚生労働省）年内までに取りまとめたい。

（高橋部会長）具体的な拡大範囲は。

（厚生労働省）その範囲も含め、事務局と連携を取りながら調整したい。

（大橋構成員）非常に柔軟な条件を示していただき、是非期待したいが、拡大範囲についてはある程度見当がつくのではないかと。具体的には、地域型保育事業所や、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等。示していただいた3条件を満たすことが確認できれば、これらの事業へ拡大できるのではないかと。

（厚生労働省）拡大範囲については、ある程度安定した事業であることが前提となる。ファミリー・サポート・センター事業が条件を満たすか不明だが、自治体の意見も聞きながら調整したい。

（高橋部会長）例えば、連携施設と相互に連携がある場合、連携施設ではない認定こども園、保育所、幼稚園を連携施設として扱うことは可能か。すなわち、連携施設となった施設が、代替保育の提供体制を常時確保することが困難なため、他施設において余力があれば受け入れるといった形態は可能か。

（厚生労働省）現行においても、連携協力の要件ごとに施設を設定することは可能。

（高橋部会長）連携項目を三位一体で確保しなくてもよいのか。

（厚生労働省）現行でも、三位一体でなくてよい。

（高橋部会長）繰り返したが、例えば、A幼稚園が代替保育の提供施設である場合に、A幼稚園は常時の代替保育の提供が困難であることから、B施設、C施設がA幼稚園と連携し、一つの機能を担うことも可能か。

（厚生労働省）連携協力3項目のうち、例えば、卒園児の受け皿機能について2つの連携施設により確保することは可能。同様に、代替保育の提供についても2施設から支援を受ける方法は現行でも可能である。類型の拡大を念頭に置いていたが、部会長がおっしゃったようなことも踏まえて検討したい。

（高橋部会長）よりフレキシブルな連携の方が、安心して引き受けができるのではないかと。

（厚生労働省）趣旨は理解した。

（大橋構成員）代替保育の提供主体の範囲拡大の方策として、家庭的保育事業の相互で連携し合うという方法も、場合によってはあり得るか。

（厚生労働省）御存じのとおり家庭的保育事業は大変な状況。家庭的保育事業は補助者も含め、ほとんど1人が2人で運営している。そういった中では、代替保育の提供は現実的に難しいのではないかと。

（高橋部会長）事務局と調整し、対応方針の記載内容について御検討いただきたい。

<通番1-③：保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（保育所等の児童福祉施設における食事提供方法の緩和）（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

（高橋部会長）今回の構造改革特区の調査で判明した弊害については、外部搬入固有の問題に起因するののかどうか、詳細な分析が必要ではないかと。マニュアル整備を徹底した上で、このような結果が出たのか。

（厚生労働省）平成24年度に調査した際、マニュアルの整備が不十分であったため、平成28年度に改めてマニュアル整備状況を調査した。結果として、3歳未満の外部搬入実施施設のうち「搬入元と契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしている」と回答した割合は4割にとどまっていた。ま

た「保育所と外搬との間で給食に係る情報のやりとりを行う仕組みがない」施設が約6%となっていた。体調不良児やアレルギー児への対応が困難とのデータもあり、議論の途上となっている。

(高橋部会長) マニュアルを整備した上で対応ができていない施設もあるということか。

(厚生労働省) マニュアルを整備した上で対応ができるのか否かも含め、今、議論されている。

(高橋部会長) マニュアルを整備した施設を区別して議論されているか。

(厚生労働省) 今回お示しした資料を構造改革特区において公表している。委員からは、マニュアル未整備の問題に関する指摘もあった。

(大橋構成員) 今回のような結果となったことは非常に残念だが、マニュアルが整備されていない、事前に情報提供の仕組みが構築されていない、責任者の配置や明確化がなされていない、発達段階に合わせた調理が意識されていない、栄養士が配置されていない等、特に留意すべき点が具体的に明らかになった。逆に言えば、今回の調査は、それらの留意点を意識せずに実施調査したためこのような結果となったのではないか。今回明らかになった留意点を基に、条件精査を地方公共団体と制度設計官庁との間で行っていけばよいのではないか。

(厚生労働省) 発達段階に応じた対応や、アレルギー児・体調不良児への対応等については、マニュアルを整備したとしても対応できないのではないかという議論もある。今後の構造改革の議論の方向性については、現段階では何とも言えない。

(大橋構成員) 構造改革特区と切り離して、厚労省独自で検討する予定はないか。構造改革特区は経済面に比重があり、外部搬入導入に係る条件精査は厚労省で深める案件ではないか。

(厚生労働省) 自園調理の施設では、体調不良児・アレルギー児への対応や、離乳食の提供についてきめ細かく行っている実態がある。マニュアル整備等の条件を満たしたとしても、外部搬入によって適切な食事提供が可能となるかは不明。構造改革特区でも同様の意見があり、それらの意見も踏まえ検討されているところ。

(高橋部会長) 外搬業者にノウハウや適切な体制が整っていなかったからではないか。また、外部搬入事業者が育成されていないのではないか。

(厚生労働省) 小学校給食とは異なりきめ細かな食事提供が必要という意味では、部会長がおっしゃるような実態である。

(高橋部会長) 適切な対応が可能な事業者を育成するつもりはないか。

(厚生労働省) 体調不良児に対しては、状況に応じた臨機応変な対応が必要であり、外部搬入ではそのニーズに応えられないところがある。

(高橋部会長) 外部搬入事業者を育成するという観点は重要である。体調不良児への完全な対応は難しいかもしれないが、アレルギー対応は共通性が高い部分もある。それから、家庭的保育事業等の外部搬入については、それこそ適切な対応が可能な事業者を育成した上で、その事業者から外部搬入する方法はあり得ると思うが。

(厚生労働省) 家庭的保育事業は、連携施設の確保が困難であることや、経過措置期間の問題もある。また、居宅での事業実施が9割程度という実態があり、居宅での調理が負担との意見もあるので、対応を検討したい。

(高橋部会長) それは、構造改革特区での議論を踏まえて、ということか。

(厚生労働省) 構造改革特区では、公立保育所における外部搬入について議論しており、家庭的保育事業の外部搬入は当該事業固有の問題として取り上げたいと考えている。

(高橋部会長) 今後の検討スケジュールは。

(厚生労働省) 方向性は年内に取りまとめたい。

(大橋構成員) 「へき地保育事業」では、特例的に外部搬入が認められているという話を聞いた。地域限定で外部搬入が可能であるとすると、その前提条件はどのようなものか。

(厚生労働省) へき地保育所は、認可外保育施設という扱いであるため、外部搬入が可能となっている。

(大橋構成員) 健康上の問題があるのであれば条件精査が必要と考えるが、その半面、へき地で特例的に外部搬入が認められているのであれば、先ほどの留意点について、適切に対応できるかチェックされているはず。へき地保育事業における知見を今後の制度化の参考にできないか。

(厚生労働省) へき地保育所については、そもそも食事提供施設が存在しないことを前提に、外部搬入を認めているもの。実態は把握していきたい。家庭的保育事業についてはそれ固有の問題として考えていく。

(大橋構成員) 外部搬入なしに保育需要が満たされるのであればそれがよいと思うが、保育需要を満たす目的で、自治体から外部搬入に関する提案が定番のようになっている現状を鑑み、政策課題として考える必要があるということであれば、そのような事例についても参考とできないか。

(厚生労働省) 食事の提供はもちろん、昨今は医療的ケア等の様々な保育のニーズがある。我々としては、そういったニーズへ適切に対応していくことが、保育の実施に当たって必要だと考えている。

(高橋部会長) 児童発達支援センターにおける外部搬入についてはいかがか。

(厚生労働省) 児童発達支援センターについても、構造改革特区で実証実験を実施しながら議論をしており、その結論を踏まえて対応させていただきたい。

(高橋部会長) 承知した。自治体から提案が多く出されている現状を踏まえ、引き続き、当方にも議論の結果をフィードバックし、適切な形で地方の声が反映されるよう御検討いただきたい。優良な外部搬入事業者は、本当に存在しないのか。

(厚生労働省) 小学校給食であれば市町村で一括した搬入等について成り立つが、保育所は平均すると90名定員が多く、規模的な面でも問題はあある。

(高橋部会長) ある程度の規模で供給できる等、必要な条件を明示いただき、外部搬入導入について促進することを検討いただきたい。構造改革特区の議論は、平成28年度の調査結果を以て結論を得るという方向か。

(厚生労働省) 構造改革特区における今後の議論の方向性は検討中と聞いている。

(高橋部会長) これまでの構造改革特区の経緯があるので、我々はその議論を見守る姿勢だが、地方分権提案を踏まえた形で、何らかの対応をお願いしたい。

(厚生労働省) 様々な場で議論するよりも、構造改革特区での議論経過を逐次御報告したい。

(高橋部会長) 私は規制改革の委員だが、規制改革の視点と地方分権の視点は多少異なり、構造改革特区の議論によって、分権の観点の完全な充足されるわけではないので、分権的観点から検討すべき点があれば追加で検討を依頼することはあり得ることを御理解いただきたい。

(大橋構成員) 外部搬入を導入する場合の条件について、具体的に構造改革特区において議論し検討することはできるか。構造改革特区で十分に議論可能であればよいが、違う視点で評価が実施されているのであれば、それと切り離して、条件精査の検討が必要ではないか。

(厚生労働省) 調査の結果、緩和は難しいのではないかという意見もあれば、マニュアル整備等によって担保すべきではないかという意見もある。それ以上のことについて、現段階では厚労省としても何とも言えない。

(高橋部会長) 引き続き、構造改革特区の議論を我々に還元いただくとともに、別途検討が必要なことについては別途検討いただきたい。

<通番3：幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

(高橋部会長) これは指定都市の状況を見ないと結論は出ないのか。政令指定都市にはおろすということは既に確定済みで、別に政令指定都市の状況を見なくても、中核市がまとまって移譲を受ける、都道府県も問題ないということであれば、この段階でいわゆる移譲の決定はできるのでは。

(文部科学省) 団体としても、政令指定都市への移譲が決まった際に、反対の声が出たりといった経緯もあり、条件というところまでではないとは思ってはいるが、政令指定都市の移譲によって問題が起こらないことを確認するという意味と考えている。

(大橋構成員) これは中核市のほうから見たら、今の説明というのは、自分たちに起因しない要因で、あなたたちには権限を移譲できませんということとなり、これは、制度的には同じ市で、政令市も中核市も対等なところで、政令市にも権限がおりるといった状況のもとで、中核市のほうがある程度まとまって権限をおろせる状況になったときに、先発部隊の政令市で支障がないことが中核市への条件というのは、制度的には言えない内容ではないか。政令市で問題が出たのであれば、そこで政令市との間の問題を解決できるような条件を提示して、そこの制度設計をきちんとして、同じような手当を中核市との間でやればいだけである。対外的に中核市や市民の方が聞いたときに納得できないのではないか。

(文部科学省) 私の説明がちょっと厳し目というか、来年4月の政令指定都市の事務の状況は注視をしたいということなので、基本的には政令指定都市でやって、その後、中核市という流れは基本的にはできているとは考えている。ただ、実際に問題が起こってきたときとかは当然何らかの質の確保のための措置とかは必要なので、それを政令指定都市でそういう問題が起きれば、中核市でも同じようにしっかりと対処をする。多分こういう意味だと思う。

(高橋部会長) 要は、平成30年4月に政令市が権限を行使するというので、例えば、半年なら半年見て、

そこでの経験を踏まえて平成31年4月に中核市におろすと受けとめてよろしいか。

(文部科学省) 基本的に問題がなければそういう感じで進むとは思っている。

(高橋部会長) 問題ないというか、もともと認定こども園等についての認可の権限は、本来は指定都市と中核市で関連制度はそんなに変わらないはずである。そういう意味では、これは別に指定都市と中核市を区別する法的な意味合いは全くないと思うので、政令市におろすのはおろすのだけれども、その経験を踏まえながら1年遅れで中核市におろしますとさせていただいて問題はないように思う。

(文部科学省) 基本的にはそういう感じのものになると思う。

(小谷参事官) 事務局から。政令市がそろって事務の実施というのは来年4月からだが、既に事務処理特例で大部分の政令市はこの権限を実際に行使しているので、問題があるかないかというのは今の段階でわかる。今、1次回答等でも中核市待ちということではいただいているが、中核市の状況でいけばほぼ合意がとれているため、ぜひとも法律改正ということをお願いしたい。

(伊藤構成員) 今の点で、中核市の現在事務処理特例でやっているところも幼保連携型以外のところの認可権限を持っているところもあって、例えば、幼稚園の団体でそうした中核市にあるところから具体的に何か支障の声が上がっているということは把握されているのか。もしそういうことがなければ現行でも対応可能なので、中核市レベルでも十分対応できると判断できるのではないか。

(文部科学省) 今の段階では、政令指定都市等でやっているところについて特段の大きな問題が起きているという話は来ていないが、新しい制度への自治体の対応で、自治体間でのばらつき、事務処理の関係で、そういった点は指摘はされていると。

(高橋部会長) ばらつきとは何か。

(文部科学省) よくある話としては、例えば、自治体によって提出書類が結構変わってきてしまったりするとか、そういった問題。保育園の場合は基本的に市町村の中で完結するのですけれども、幼稚園は市区町村を超えて園児が通ってくるので、請求をするときに所在する市町村に申請をする。その書類がそれぞれ市区町村ごとに異なってきたりとか、そういったことかと思う。

(高橋部会長) 書式の統一というのは。

(文部科学省) それはまた別の話である。

(高橋部会長) 文科省でちゃんとやってくれればありがたい。

私どもとしては、今の話、事務局からの話を聞いても、その御回答を聞いても、政令市の経験を踏まえてということにはならないと思うので、ぜひ閣議決定までにこの問題を決着してもらいたい。基本的に支障がないということでおろす方向だとはっきりおっしゃってもらったので、私どもとしては今年度におろすことを明示していただきたいと思うので、表現ぶりも含めてさらに事務局と調整してもらいたい。基本的にはおろすということは書けるか。

(文部科学省) 基本的な方向性としては書ける。

(高橋部会長) その表現ぶりも含めて、ぜひ事務局とよく御相談いただきたい。

<通番10：認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

(高橋部会長) 児童福祉法第56条7項及び8項に規定のある強制徴収の権限の根拠が、同法第24条5項及び6項に規定のある措置入所であれば、措置入所の利用料のみ強制徴収の対象とすべきである。しかし、現行規定では措置入所以外の場合にも強制徴収の権限が付与されていることから、論理性が不十分である。幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園についても、保育料が応能負担で決定しており、市町村に保育の確保義務が課されていることをもって、強制徴収を付与すれば論理性が一貫するのではないか。

(内閣府) 保育所に係る法制度については、平成10年の児童福祉法の改正から内容に大きな変化はない。児童福祉法上に児童等に関する様々な措置の規定を残していることから、現在も福祉的な性格を残していることをまずは御理解いただきたい。また、措置から契約への移行が進んでいるため、強制徴収のような措置に基づいた規定を拡大すると逆行することになる。

(高橋部会長) 本提案は、行政需要に応じて新たに必要性が生じた部分について強制徴収を認めていただきたいという内容である。また、措置から契約へ移行しているとのことだが、保育所型及び幼保連携型認定こども園は施設設置者と利用者との直接契約であるため、同じく直接契約である幼稚園型・地方裁量型の認定こども園を区別する理由にはならない。

- (内閣府) 児童福祉法第24条4、5、6項の規定のとおり、保育所型及び幼保連携型等の認定こども園のみに入所措置が残っている。しかし、幼稚園及び幼稚園型認定こども園は学校あるいは幼稚園であるため、まずは学校あるいは幼稚園の徴収権限を整理する必要があるのではないかと。
- (伊藤構成員) ただ、幼保連携型認定こども園の場合は、児童福祉施設だけでなく、学校としての性格を持っているにもかかわらず、市町村が入所勧奨及び入所措置を執行できるのは、どのような御理解か。
- (内閣府) 幼保連携型認定こども園は児童福祉施設として入所措置等の児童福祉法上の義務を負っており、同法上に徴収規定もあるため、強制徴収を可能としている。
- (伊藤構成員) 幼保連携型認定こども園は学校の部分と児童福祉の部分とで分かれているものが合わさった複合型施設と理解しているが、幼稚園として機能している学校の部分についても入所措置ができるという整理になっているのではないかと。
- (内閣府) 入所措置等の対象になるのは、保育の必要がある児童に対してであり、DV等のような契約の方法では保育を利用できない事情にある児童を入所措置することが、児童福祉施設の効果である。
- (大橋構成員) 強制徴収は、司法上の手続きでは時間や労力がかかり、徴収が困難となる費用について、行政が特権的に処分できる一つの手法であるため、強制徴収の規定を設けるかは債権の徴収状況を鑑みて検討すべきである。施設区分と結びつけて検討するのではなく、債権管理の面で支障があるといった行政需要に基づいて御検討いただきたい。
- (内閣府) 強制徴収は児童福祉法上の効果であり、児童福祉法の適用対象外である幼稚園の利用料については、学校教育法上に強制徴収が規定されている必要がある。
- (大橋構成員) 強制徴収は法律で規定を置けばよいだけの話である。どの法律上に強制徴収規定を設けるべきか御検討いただきたい。
- (内閣府) 学校教育法に規定を置けば強制徴収できると考える。
- (高橋部会長) 幼稚園型認定こども園で実施される保育は児童福祉法を根拠にしているのではないかと。
- (内閣府) 児童福祉施設ではないため、児童福祉法上の保育ではない。
- (高橋部会長) 幼稚園型認定こども園で実施される保育は保育料として徴収するのではないかと。
- (内閣府) 幼稚園は利用料であるため、幼稚園型認定こども園は保育料ではない。また、幼稚園型認定こども園は学校あるいは幼稚園としての性格を持っている。
- (高橋部会長) しかし、2号認定の児童が入園するのであれば保育ではないのか。幼稚園型認定こども園に保育が必要な児童が入園することはないのか。
- (内閣府) 入園することもあるが、施設区分が学校であるため、強制徴収の規定を置くことはできない。
- (高橋部会長) 保育が必要であり、保育料も応能負担として市町村が決定した上で徴収されているが、施設区分が学校ということであれば、保育が必要な児童が幼稚園型認定こども園に入園する際、施設型給付は学校あるいは幼稚園を基準として給付されるということか。
- (内閣府) 施設型給付は教育・保育給付として一元的だが、施設の種類が学校である。
- (高橋部会長) 地域に存在する保育が必要な児童を多様な事業形態で受け入れることを目的として子ども・子育て新制度が設けられている。施設区分が学校に位置づけられているからと言って、幼稚園型認定こども園に入った児童がすべて保育を受けていないといった整理になることはあり得ない。
- (内閣府) 幼稚園型認定こども園に入っても保育ではあるが、認定こども園は児童福祉施設としての保育所、学校としての幼稚園といった施設区分の上に成り立っている制度であり、児童福祉施設に係る強制徴収の関係も児童福祉法上の効果となっているため、仮に幼稚園等について強制徴収を認めるとしても、学校教育法上で整理をしていただく必要がある。
- (高橋部会長) 幼稚園型認定こども園の施設型給付は、施設区分が学校あるいは幼稚園であっても保育の基準で給付しているにもかかわらず、なぜ児童福祉法上で整理できないのか。
- (内閣府) 認定こども園における施設型給付の給付単価は共通だが、強制徴収の規定は児童福祉法上の児童福祉施設であることから生じる効果であるため、施設型給付と施設区分の話は分けて考えていただく必要がある。
- (高橋部会長) 幼稚園型認定こども園で保育が受けられるようになったことと同様に、新法を設けて強制徴収が可能な施設区分を見直せばよいのではないかと。
- (内閣府) 強制徴収の規定は保育が受けられることを根拠に設けているのではなく、施設として入所措置を

受けられる種別かどうかを根拠にしている。

(高橋部会長) 幼稚園型認定こども園も地域の総体としての保育を支えており、多様な施設で地域としての保育の需要を受け入れることが子ども・子育て新制度の真髄だと理解している。

(内閣府) 否定はしないが、強制徴収の根拠とは別の話である。

(高橋部会長) 新たな規定を子ども・子育て支援法を所管する内閣府あるいは児童福祉法を所管する厚生労働省でつくればよいではないか。また、児童福祉法第25条5項及び6項の規定では、特に保育に欠ける児童を対象として限定的に措置していることから、措置入所の対象施設を根拠として強制徴収権が発生するのではなく、保育に欠けている児童全体について強制徴収権が発生すると考える方が合理的ではないか。

(内閣府) 措置入所を施設へ委任する義務が市町村に課されているため、強制徴収の規定が置かれている。

(高橋部会長) 子ども・子育て支援法第38条で施設に応諾義務が課されていることはどう説明するのか。

(内閣府) 子ども・子育て支援法第38条は、保育所等に係る保護者からの利用申請に対する応諾義務であり、市町村からの措置入所の受け入れに対する応諾とは異なる。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、幼稚園に入園している1号認定の児童にまで強制徴収権限を広げることを求めているわけではなく、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の保育に係る保育料や保育サービスは保育の基準で設定されていることから、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園にも強制徴収規定を置くよう御検討いただきたい。

(大橋構成員) 地域型保育事業のような児童福祉事業といった事業単位でも強制徴収を可能としていることから、施設区分と強制徴収とは対応関係にはないのではないかと。児童福祉事業で強制徴収ができるのであれば、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園でも強制徴収の規定を置くことができるのではないかと。

(高橋部会長) ぜひ閣議決定に向けて事務局とよく御調整いただきたい。

<通番4-①: 子ども・子育て支援新制度に関する見直し(特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化及び定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和)(内閣府・文部科学省・厚生労働省)>

(高橋部会長) 子ども・子育て新制度の5年見直しは平成32年か。

(内閣府) 平成32年度が子ども・子育て支援新制度施行後5年に当たる。一番早い見直しスケジュールとしては、平成30年度から必要な措置を検討し、法的なものは平成31年通常国会で審議、ということが想定される。

(高橋部会長) 市町村は「確認」できるという話だったが。

(内閣府) 保育所が認定こども園へ移行する際、市町村が認定こども園の確認申請を受けるため、認定こども園の1号認定定員の適切性について、市町村にも審査の機会がある。

(伊藤構成員) 実態として、市町村側が意見を述べることはできるのか。

(内閣府) 子ども・子育て支援法第31条第1項のとおり、小学校就学前子どもの支給認定区分ごとの利用定員を施設設置者が申請し、それを受け市町村長が設定することとなっている。

(高橋部会長) 定員変更の際も同様に支給認定区分ごとに手続きするのか。

(内閣府) 法32条1項により、利用定員を増加させる場合には施設設置者が市町村長に対して確認申請を行い、市町村長は当該申請に基づいて確認することとなる。提案の中で、保育所から認定こども園へ移行する際に、2号認定定員を減少させ1号認定定員を増加させるのは問題とあったが、減少部分が届出だったとしても、1号認定定員の増加部分については新たに設定されるため、審査の機会がある。

(高橋部会長) 1号認定定員増加の審査の中で、2号認定定員から1号認定定員への恣意的な振替であり不適切であると言えるのか。

(内閣府) 保育所から認定こども園へ類型が変更になるため、様々な協議・調整が行われるという認識である。

(高橋部会長) 事務局、今の説明で理解できたか。

(小谷参事官) 仮に、市町村の確認に係る審査が可能であれば、協議も届出も不要ではないか。

(内閣府) 認定こども園へ移行する際に定員設定を行うが、設定された定員を変更する場合に、定員を減少させる場合は届出となっている。移行時なら確認できる。逆にその時以外ではできないので、提案に対する議論としては適切でない。やむを得ない定員減少について協議とすべきかどうか、もう少し検討したい。課題は把握したが、施行5年後の見直しの中で評価・検証しながら見直していきたい。

(大橋構成員) 市町村の関与の機会を設けていただくというのが筋な気がするが。

(高橋部会長) 我々としては早急に検討いただきたい。

(内閣府) 子ども・子育て支援法の制定時に、施行後5年を目途として、必要な法改正をすることとなっている。次々回の通常国会を目指して、必要な法改正を行うこととなる。

(大村次長) 既に都道府県が行うべき協議事項に乏しいことや、今般の調査に対し、全ての回答団体が協議の届出化を求めている実績がある。本年中に法的措置を講ずるよう御検討いただきたい。

(高橋部会長) 市町村から都道府県への協議の届出化については、同意を要しない協議を許容するメルクマールに該当せず、上位計画で協議したことについて二重に協議を要求しているものである。当該協議が必要と回答した都道府県が0で、意見を出した自治体もあるが、単に市町村に対して検討してほしい点を依頼しただけと聞いている。当該協議は早急に廃止していただきたい。

(内閣府) 計画協議と二重だという意見について、計画協議は計画協議であり、それに従っているか確認する個別の定員協議とは次元が異なる。例えば、A市では人気の駅が所在しており、定員増とするのに対し、隣のB市は保育所が空いているという場合には、A市からB市へ送迎する等の対応で解決してはどうかと調整を行うのが都道府県の役割である。そういった調整機能を都道府県が使いこなしていないのではないかと懸念している。協議が煩わしいのであれば、ある程度該当案件をまとめて協議を実施するなど、都道府県において協議手続を簡素化すべき。

(高橋部会長) 我々は、これまで義務付け・枠付けを許容するメルクマールに該当しないものは廃止することで義務付け・枠付けの縮減を行ってきた。市町村間で連携して調整すれば、個別の定員協議は不要ではないか。

(内閣府) 子ども・子育て支援法において、広域自治体としての都道府県の責務を規定しており、協議が不要ということにはならない。国が2分の1、都道府県・市町村がそれぞれ4分の1の割合で特定教育・保育施設の運営費を賄っている。市町村間の連携で上手くいけば問題ないが、都道府県には市町村に対して必要なアドバイスをしていただく役割がある。

(高橋部会長) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中に「都道府県子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と整合性が取れるよう、都道府県や市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認める場合には円滑に調整を図る」とある。逐一協議を行わなくとも、常時調整を図れば良いのではないか。

(内閣府) 都道府県と市町村との間で、運用上、届出に近い形式で協議を行うこともあると聞く。

(大橋構成員) 当該協議は形骸化しており、協議を正当化する理由がない。都道府県の広域的役割については否定しないが、計画策定時の協議や認可権者としての仕組み、今の部会長御指摘の仕組みもあり、広域的役割を果たすための手段は他にもある。都道府県の役割が定員協議の手続でなければ果たせないということではないのではないか。協議が必要な理由が正当であれば次の段階で省力化の方策を考える必要があると思うが、そもそも協議が届出で足りるような性質のものであるなら、協議を廃止し、届出に変更すべきではないか。

(内閣府) 今回の案件も含めて、施行5年後の見直しの中で修正すべきところは修正していきたい。現段階では、広域調整機能を都道府県が使いこなしているか疑問である。

(高橋部会長) 都道府県が広域的に総量調整を行った結果、このような意見が出てきていると考えるべきであり、今の御指摘は、都道府県や市町村をシニカルに見過ぎではないか。

議論が平行線となったが、我々としては一括法で措置をお願いしたい。事務局とよく調整いただきたい。

<通番4-③: 子ども・子育て支援新制度に関する見直し(職権による支給認定の見直し)(内閣府・文部科学省)>

(高橋部会長) 意味がないわけではないという話は初めて聞いたのが、言及いただいたのは、具体的に何か。

(内閣府) これは、幼稚園並びで1号というのがあり、保育所のところで2号、3号があるわけで、実務上は、公定価格の価格はそれで整理をして、単価の積み上げもそれぞれの都道府県、市町村あるいは施設との間でやりとりをしている。

(高橋部会長) 冒頭の説明はそうだったか。単価が違うから、区分に意味があるという説明か。

(内閣府) もちろん保育料もそれで変わってくる。認定証については、選べるサービスが何かというのが

一番大きい。1号、2号で保育が受けられるのかどうかということ。それから、3号は3歳未満で小規模保育が利用できるということ。

申請をしてきて、認定のときに、あなたは1号です、あなたは2号です、あなたは3号ですというのは必要。ただ、御指摘は職権変更の場合、同じ保育所にずっと通い続けているのに、3歳を過ぎた途端に形式的に認定を職権でする、あるいは保護者に通知すると、そこを改善すべきではないかという御提案と受けとめてるので、その御提案を改善すべく、煩雑にならない、あるいは保護者にとっても混乱を起こさないような事務処理の仕方というのは工夫できるだろうと思っている。

(高橋部会長) ちょっとすれ違っている。確かに職権変更のところが大きな障害だった話があったのは事実だが、もともと、3号と2号の区分は単なる年齢の違いなので、有意ではないのではないかと。年齢だけなので、3号と2号を廃止して、2号だけにすると仮に考えたとして、2号のところで3歳未満だったらこういう単価でこういうサービスが受けられますとすればそれだけで十分なのではないか。そういう意味で、有意でないという話になっているのだと思うが、そこはいかがか。

(内閣府) 御提案がやはり職権変更のところが典型的に3号、2号があるから悪いというよりは、職権変更の場合に手続面あるいは保護者の通知に課題があるという御提案であるので、もし法律をもう一回ゼロからつくり直すならそういう立法はあるかもしれないが、現在、そうした課題を克服するための最も効果的、効率的な方法は何かと考えたときに、手続的な面での改善ができるのかなと。あえて2号、3号の区分を統一するというのをやると、いろいろなシステムや、これまでの説明の資料などを全部直さなければいけなくなり、そこまで区分を統一しなければ解決できないものなのか慎重に考えたほうがいい。

(高橋部会長) ただ、提案団体は、やはり3号、2号という区分があるからシステムでも二重管理しなければいけないし、いろいろとミスも生じるので、そこは、3号、2号を取っ払ってほしいという御提案と私は受け取ったが、事務局はいかがか。

(小谷参事官) 事務の軽減についてはこれまでもかなり対応いただいているというのはわかった上で、事情変更で認定のやり直しが必要となってくるのが支障としてある。究極の姿は、3号、2号は単に年齢の区分だけなので、年齢が変わったということだけ自然と変わるのであれば、そういう手続がなくなる。趣旨を聞いてみると、究極は3号、2号が2つあるために支障が生じており、この区分がなければということ。ただ、提案として来ているのには、審議官がおっしゃるように書いてあるが、ヒアリングなどの結果は3号2号の廃止ということである。ただ、3号、2号というのは制度の根幹。1号、2号、3号が今ある中で制度設計されているというのは我々も承知している。

(伊藤構成員) 事務の簡素化で、一括して、例えば認定するというのもあるが、自治体あるいは提案団体の中には、一括にするためにもシステムの改修が必要だという御意見もあって、一括でやれば簡素化につながるという御意見もあれば、一括にすると今のシステムを完全に組み直さなければいけないという御意見もあって、そういったものを一々認定する必要性はないという御意見も究極的にはあるということをご理解いただきたい。その上でどう御対応されるのかももう少し具体的に御検討いただきたい。

(内閣府) 事務処理の簡素化、特に職権変更の課題については、御指摘は認識しており、改善ができないか考えていきたいが、2号、3号をなくすというようなこと、そちらのほうが市町村のシステムや、いろいろな事務に影響が出る。いろいろな形で使っているので、認定証も全部印刷し直さなければならないとか、そちらのほうが恐らく市町村には混乱を招くのではないかと。市町村に大きな混乱なく、効果的、効率的にこうした職権変更における手続の煩雑さ、あるいはわかりにくさが改善できる方法があれば、それを追求していきたい。

(大橋構成員) システムや印刷物を懸念する前に、そこで働いている自治体職員の方の作業量を減らしてあげる、その人たちの生活の質を上げてあげるということを考えていただきたい。有意な仕事だったら一生懸命汗を流すと思うが、有意だと思えないことに1,700の自治体がこれだけの時間を使っているということで悲鳴が上がっているわけなので、制度の中核ということがあるとしても、この認定という仕組み自体がそもそも何のためのもので、どれだけの有意性があるのか疑問である。見直しはやはり作業の中に入れていただきたい。

(内閣府) 自治体の職員の方々に有意に仕事をさせていただくという認識は我々も大いに共有している。

(高橋部会長) 今変えると大変だという話であれば、変えるときに変えますということは今言っていたとか、必要なときに、大規模なシステム改修が予定されるときに変えますということで、変える方向を示

していただくということもあり得ると思う。ぜひ御検討いただくということであれば、表現ぶりも含めて、事務局とさらに御調整いただきたい。

(小谷参事官) 全ての案件を調整させていただく。

(高橋部会長) よろしくお願ひしたい。

<通番7：幼稚園を管理できる者の見直し（総務省・文部科学省）>

(高橋部会長) 検討の手順やスケジュールはどうか。

(文部科学省) 提案内容によるが、実際に実証的な研究を進めていくに当たって、提案内容にお応えするとともに、一方で、教育の質や継続的、安定的な経営をどう担保できるのかということをも具体的に検討していくことになるので、早急に御相談を踏まえて検討させていただく。

(高橋部会長) 事務局、これはどういう手順になるのか。

(小谷参事官) 文部科学省からかなり積極的に対応いただける見込みであるという状況は奈良県に伝えている。引き続き奈良県と調整をして、御相談させていただきたい。

(高橋部会長) 奈良県の提案を踏まえて、基本的には制度改正を行うということか。

(文部科学省) 私どもとしては、中央教育審議会の答申に沿った形で進めさせていただくということを考えている。

(高橋部会長) その答申の具体的な方向性はどのようなものか。

(文部科学省) 一つは、公立学校の管理運営である。管理運営の外部委託については、今後、構造改革特別区域制度を活用した実証的な研究を行うことが考えられるということで答申を頂いている。また、制度導入の対象として、公立幼稚園において、地域の実情や特別なニーズに対応するため、民間の能力を活用して弾力的な運営を行うことが効果的な場合も想定されるので、学校の「設置者管理主義」の例外として、構造改革特別区域の実証的な研究を行うことが考えられる。その中で、公立学校の管理運営を包括的に外部に委託することを特例的に認めることが考えられるとされている。こういった方向に沿って対応するつもりで、奈良県からの話を待っているところ。

(高橋部会長) 具体の制度化をする場合にはもう一回中教審に諮るのか。

(文部科学省) 提案内容によるが、今、私が読み上げた内容におさまるものであれば、この趣旨に沿って私どもでさせていただけると思う。

<通番4-②：子ども・子育て支援新制度に関する見直し（満2歳児の支給認定の見直し）（内閣府・文部科学省）>

(高橋部会長) 提案団体のもともとの要求というのは。

(小谷参事官) 提案団体としては、2歳児からの幼稚園教育ということに実質上なるような提案である。

(高橋部会長) 1号認定してくれということなので、そういう意味では、今の話は保育に欠ける子供には適用がないという話なので、そこは、基本的にはまだだということか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) ただ、待機児童解消に向けた取り組みという点ではどうか。

(文部科学省) その関係だと、保育を必要とする2歳児を定期的に幼稚園で預かるという一時預かりの仕組みを来年度予算で要求している。ただ、それは保育を必要とする子供たちなので、保育を必要としない子供たちについては、そういった制度的なものは今のところ、特にない。

(伊藤構成員) 最初に説明された特区の話は、2歳児から入れるということだが、これは必ずしも現在で言う、保育を必要とする子ではなくてもいいという取り組みなのか、また、この仕組み自体は今、どうなっているのか。

(文部科学省) まず、この特区の仕組みについて、もともとなぜこういう事業が行われたかという、少子化であったり、過疎化が進んだりして、子供たちが地域で減っている、子供たちが一緒に遊ぶような機会が余りないので、2歳児の幼稚園をとりあえずやってみて、効果があったら全国展開をやってみてはどうかという問題意識で始まったもの。対象は、保育を必要としない子供も対象になっているということになる。

実際やってみたところ、いろいろ効果はあったが、集団教育を前提とする幼稚園教育というものにはちょっとなじまないという結論が出て、幼稚教育として2歳児を受け入れるのはやめましょうと。そのかわり、

幼稚園のマンパワーであったり、リソースを使った地域の子育て支援を全国的にやっていきたいと思いますという事に最終的には落ちついたことになる。

そのため、今どうなっているかと言われると、2歳児を幼稚園教育で受け入れる仕組みは、今のところは特になくなる。

(高橋部会長) 結局、提案団体の趣旨には合わないということか。

(小谷参事官) 来年度予算要求されているのは保育を必要とする方であるが、それとは別に、42ページは、保育を必要とする、しないにかかわらない調査と伺っていますので、これが今後どうなるかということにかかってくるという説明である。

(高橋部会長) 5事業というのは何か。

(文部科学省) 全国で、先駆的に受け入れているところを5団体ぐらいを選ぶというイメージ。

(高橋部会長) これはさっきの関係で言うと、マンパワーを活かすということはあるので、どういう生かし方をするかを調査研究するということか。

(文部科学省) マンパワーの活かし方というよりは、2歳児を受け入れるときに、どういうふうに幼稚園で受け入れたらうまくいくかを主眼に置いている。来年度の概算要求で一時預かりの2歳児の保育を必要とする子供を受け入れるという事業を行うが、幼稚園は、基本的に3歳から5歳を受け入れるので、2歳児の受け入れに若干、不安の声も業界内にあったりするので、そういった観点から、2歳児の受け入れに当たってどうやればいいのかということ調査研究する。その中で、特に保育を必要とするのか、しないのかにかかわらず調査研究はしようと思っており、その中でどういう結論が出てくるかということになる。

(大橋構成員) 新しい平成30年度の2歳児の受け入れ推進の一時預かり事業について、現行の一時預かり事業というものがあって、提案団体は、それは突発的なことに対応するような仕組みで、定期的なものとしては物足りないというのが今回の提案の基礎にある。今の説明を聞くと、新しい一時預かりというのは、定期的に預かるということはある程度、年度当初から2歳児をコンスタントに入れてということが起きるか、今回の提案団体が言っているような流れの実証実験をやるといように受けとめてよろしいか。

(文部科学省) 来年度の予算で要求をしている定期的に預かる一時預かり事業。ちょっと語彙矛盾があるような感じだが、この事業については、定期的に、例えば月曜日から金曜日まで、朝8時から夜6時まで一時預かりをずっとするというようなことを念頭に置いており、この仕組みは、待機児童対策でやるので、保育を必要とする子供を対象にすることになる。保育を必要としない子供になると、基本的には対象外になる。

(勢一構成員) ただ、2歳児を一時預かり事業の中で定期的に見ていくという事業をするということは、そこで得られる情報、期待するデータというのは、2歳児を幼稚園で対応するためにどのような要素が必要で、条件が必要で、対応が必要かということを見るという事業という趣旨か。

(文部科学省) 一時預かりの幼稚園型の事業については、もちろん事業をやる中でいろいろ知見が得られてくる部分はあるが、調査研究でやるというよりは、事業として組み込んでやってしまうというイメージ。

(勢一構成員) さらに実態的に見ていくということになると思うが、そこで得られる知見や経験というのは、別に保育に欠けるかどうかということと、違う条件になるということではないと思うが、その知見というのは今後、保育に欠けるかどうか関係なく、今後の事業の一つの礎として見ていける要素になるのではないか。

(文部科学省) その先の話まではまだよくわからないが、基本的に、まずは来年度、保育を必要とする2歳児の一時預かり事業というのをしっかりとやった上で、別途、42ページにあるような調査研究も含めて、2歳児の保育を必要としない子供をどうするかというのは検討することになる。

(高橋部会長) 基本的には、提案団体は広げてほしいということで、文部科学省の方針も、幼稚園のマンパワーを活かしたいというのがあろうと思う。積極的に提案団体の提案を活かす方向で、閣議決定の表現ぶりなどを調整いただきたい。単に調査、調査でなく、そういう基本的な方針に沿って、なるべく拡大する方向で、表現ぶりを調整いただきたい。

(文部科学省) 調整させていただく。

<通番11-①: 学校給食費の徴収に関する見直し(児童手当における学校給食費の徴収権限の強化)(内閣府・文部科学省)>

(高橋部会長) 学校給食費を公会計化するためには何が必要か。学校給食費の歳入出を私会計から公会計に移すだけではないのか。

(文部科学省) 私会計で学校給食費を処理している約6割の地方公共団体について、公会計へ移行を促さなければならぬ。私会計で処理している地方公共団体からは、会計システムや人員配置等の準備が必要との声が上がっている。また、私会計と公会計の混在を認めている昭和30年代の行政実例を上書きできないか検討しているところである。

(高橋部会長) まず強制徴収可能な公債権へと整理しなければ、公会計への移行を推進する際の地方公共団体への説得が難しいのではないか。

(文部科学省) 例えば、上下水道などの公共的な料金が私債権として整理されている中、なぜ学校給食費だけを先んじて強制徴収できる公債権に位置づけるのかを説明する理屈を今の段階では見つけ切れない。また、総務省と話をしている中でも、学校給食費を地方自治法施行令158条1項4号に規定のある物品売払代金に位置づけて、私債権として整理することで合意している。

(高橋部会長) 総務省は強制徴収できる公債権に位置づけることは考えていないのか。

(文部科学省) 総務省は最終的には文部科学省の判断と言っている。その後、総務省とは話し合いを継続しているが、公債権化に関する明確な御回答はいただいている。

(小谷参事官) 総務省の担当課とは当室も話しているが、公会計と私会計の混在をどのように整理するかについては、文部科学省が判断すべきというのが総務省の回答である。

(高橋部会長) 内閣法制局に行っても公債権化は難しいと言われたのか。

(文部科学省) 内閣法制局に行く前に、当省の法制担当の確認を受けたが、学校給食費のみ強制徴収を可能とする理屈を整理しなければ、内閣法制局に相談できないと言われているため、内閣法制局には行っていない。

(高橋部会長) しかしながら、水道料金と比較するというのが理解できない。なぜ上水道と比較しなければいけないのか。

(文部科学省) 上水道の料金のように公会計で処理していても強制徴収できない債権がある中、今まで私会計と公会計の両方を容認していたにもかかわらず、なぜ今になって公会計に移行しなければならないのかを説明することが難しい。

(高橋部会長) 貴省で学校給食費を強制徴収すると判断し、公会計への移行を進めればよいだけの話ではないか。

(文部科学省) 公会計へ移行することは当省としても決断しているが、強制徴収がなぜできるのかというところが問題である。

(高橋部会長) 水道料金は公会計なのか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) 上水道には民間事業者が存在するという前提があって、料金を公会計で処理していても強制徴収ができないと整理されている。従って、学校給食においては、学校給食法で学校給食費が保護者の負担と書いてあることを踏まえれば、理論上は強制徴収の規定を設けても齟齬がないのではないか。また、社会情勢の変化を踏まえて、新たな立法事実を整理すれば、強制徴収の規定に関して法制局を説得できるのではないか。

(文部科学省) 学校給食費というのは99.5%の高い徴収・収納率であるため、なぜ学校給食費だけ先んじて強制徴収公債権化するための新たな立法事実を探すのに時間をいただきたい。

(高橋部会長) 時間が必要なのは承知した。しかし、徴収・収納率が優秀なのは教職員が献身的に事務を行っているからであり、教職員が給食費の回収にかけている時間数を調査すれば立法事実になるのではないか。

(文部科学省) 当省でも調査しているが、1時間以上は費やしていないとの結果が出ており、給食費の回収にかかる時間の割合は少ない。

(高橋部会長) 給食費の回収は教職員の手を煩わせていないということか。

(文部科学省) データだけを見れば多くはない。それよりも、クラブ活動や休日出勤、保護者への対応等の方が時間を多く割いている。ただ、教職員の事務負担を軽減するため、学校給食費に係る事務を教育委員会や地方公共団体へ移すための公会計化を進めるという部分は、当省としても約束する。

(高橋部会長) ただ、現在も給食費を払っているか否かにかかわらず、すべての児童に給食を提供しており、そのことで教育現場に何らかの悪い影響を及ぼしている可能性があるのではないか。

(文部科学省) 然り。ただ、実例として、ある学校で滞納の酷い保護者が約40名いたが、給食停止の通告をした結果、すべての保護者が給食費を支払うあるいは支払う意思を示したということが報道されていた。従って、学校給食費を滞納しているすべての保護者が給食費を支払えないのではない。また、法的には学校給食の提供を停止することも可能である。

(伊藤構成員) 学校給食の停止は最後の手段であって、給食を停止すると保護者との間の信頼関係や教育上の効果が著しく毀損される。前段階で、実質的に悪質な滞納者から学校給食費を確実に徴収できるような仕組みをつくってもらいたいというのが提案団体側の意見である。

(文部科学省) 児童手当から学校給食費を徴収する場合も、保護者からの同意を得るための工夫等をしていることは承知している。来年度に実施するガイドラインの中で、徴収の工夫をしている地方公共団体の事例を周知し、徴収に苦慮している地方公共団体に工夫を促すことは可能である。ただし、前段階である公会計化をまずは当省として推進していきたい。

(高橋部会長) 公会計化を進めるに当たって貴省は時間を要すると主張しているが、強制徴収の検討はいつまでに行う予定なのか。

(文部科学省) 今後の計画を明確に示すことは難しいが、少なくとも次回の通常国会までに検討を終えることは困難である。

(高橋部会長) 公会計化はいつまでにやるのか。

(文部科学省) 働き方改革の中央教育審議会の答申が平成30年の夏に出た段階で公会計化に関する通知を发出し、ガイドラインも来年度中に策定する予定である。中央教育審議会の動きを見て、早期に着手できる機会があればできる限り実施していきたい。

(高橋部会長) 公会計化に来年の夏まで取り組めないというのは理解しかねる。

(文部科学省) 通知等を发出する詳細な時期については未検討だが、中央教育審議会の答申が夏に出るため、その時期に検討結果を書き込んで通知を发出することは可能と考えている。

(高橋部会長) 行政実例の上書きなどはすぐにできるのではないか。

(文部科学省) 何ができるかについては改めて検討していきたい。

(高橋部会長) できるものは早急に着手し、法制的な検討は可及的速やかに実施していただきたい。時期についても事務局とよく相談するようにお願いします。法制的な検討には時間がかかるのか。

(文部科学省) 学校給食費を強制徴収公債権化するに当たって、既に強制徴収公債権となっている徴収金について、他府省庁から聴取しているが、明確な回答がないため、法制的な検討には相当の時間がかかると考える。

(高橋部会長) 閣議決定には間に合わないのか。

(文部科学省) 然り。

(伊藤構成員) 現行で公会計化している地方公共団体に対して、特例的に先行して適用するような仕組みは法制上あり得ないのか。

(文部科学省) 例えば国家戦略特区のような制度であれば、特例的な対応は可能性と考えられるが、地方分権の枠組みで特定の地方公共団体に限ることは難しいのではないか。

(大村次長) 地方分権の場合も手挙げ方式という方法で、希望する地方公共団体が制度を活用することが可能である。また、立法事実の論点整理については、当室は貴省とともに検討することも可能であり、貴省の努力次第で時間的な制約なく法制的な検討をすることは可能ではないか。

(高橋部会長) 法制的な検討を事務局と相談しながら行うことは可能ということか。

(小谷参事官) 然り。学校給食費が公債権になれば自然と地方公共団体は公会計化へ移行することになるため、まずは学校給食費に公法上の負担義務があることを明確化することについて、御検討いただきたい。その上で、学校給食費が強制徴収の対象となるかについて御検討いただいた上で、検討の進め方については貴省と協議を続けていきたい。

(高橋部会長) 学校給食費を賦課制度にすれば、地方自治法上で強制徴収が可能となるのではないか。

(小谷参事官) この提案は、児童手当法の改正、児童手当からの特別徴収を含むものであるが、まずはその手前の段階である公債権化について、御検討いただきたい。

(高橋部会長) 同意。公債権化についての法制的な検討は事務局も協力するが、立法事実を貴省で責任をもって整理していただき、可及的速やかに進めていただきたい。

(大橋構成員) 学校給食費の強制徴収については、その他の債権との比較を議論しても結論は出ないため、学校給食の現状を把握している貴省に強制徴収を可能とするかについてご判断願いたい。また、徴収のために法改正を求めているのではなく、教育を専門とした教職員が1時間であっても徴収事務に労力を費やすことがないよう負担軽減を求めるものである。さらには、先ほど学校給食費の徴収率は優秀との意見があったが、学校によっては多額の滞納金が発生しているため、そのような事実や全国の地方公共団体からの声を立法事実として積み重ね、法制局に対して強制徴収の説明をしていくことが重要ではないか。

(高橋部会長) ぜひとも引き続きご検討をお願いしたい。

(文部科学省) 承知した。

<通番9：児童扶養手当に関係する事務の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 全案件ではなく遡及支給の裁定に係る案件についてのみ照会を行うだけだが、それが全裁定のかなりの部分を占めるのか。

(厚生労働省) 今、手元にデータがない。

(高橋部会長) そんなにたくさんあるとは思えない。我々は全裁定について全部照会をかけるという話をしているわけではない。遡及裁定をした際に受給者に多額のお金が支給され、かつ、各手当との遡及の関係が問題になるような遡及認定の話の問題にしている。

(厚生労働省) そのデータについては持ち帰って調べてみて、わかればお伝えできる。

(高橋部会長) それは前回も申し上げた。

(厚生労働省) 我々のスタンスとして遡及適用の分だから相殺したり差し押さえをしたりしていいとは申し上げておらず、むしろ年金受給権の保護という観点から大変問題があるということをお説明申し上げてきた。

(高橋部会長) 基本的には、予想しない形で多額の遡及支給がされた段階で、支給される者は各種手当との併給調整のことを意識しない。そして、それを使ってしまい、後で問題になる。その例が都道府県では多数ある。それが年金の遡及支給の適用者の生活を壊しているのではないかと申し上げてきた。

(厚生労働省) 先ほど補足で御説明したが、遡及してまとまって支給された年金だけに着目して、公的債務の対象として何らかの調整を行うこと自体、法的にも問題があるのではないかと、先ほど重ねて申し上げた。

(高橋部会長) 天引き等ではなくて、支給される前の段階で、遡及支給される人は、例えば計画的に返済をどうするのかということ、市町村と相談すればいいわけである。

(厚生労働省) 年金機構には、遡及受給した人が公的機関に対して債務を負っているのかどうかという情報をまず有していないが、いずれにしても公的債務以外にも民間債務も負っている可能性は当然ある。仰っていたのは、まとまったお金が入ってしまうから、かえって生活が崩壊するのだという話であると思うが、その様なときに徴収することに差し支えないということか。

(高橋部会長) 民間も含めてちゃんと返済できるように、把握した段階で受給者と自治体が相談すればいい。その段階で、支給情報を自治体にくださいと言っている。そうすれば、自治体の担当者が、年金を受給する前にきちんとその方のところへ行って、まとまって支給される年金の使い道を相談すればいいわけである。

(厚生労働省) マイナンバーで照会をかけていただくことが最も効率がいいだろう。

(高橋部会長) なぜ年金機構側から出さないのか。全裁定支給情報を出せと言っているわけではなく、遡及で何十万も支給額が出るようなものについて、自治体に通知してくださいと言っているだけである。なぜその程度の手間ができないのか。

(厚生労働省) 遡及で年金の裁定を受ける方たちが全員、児童扶養手当の関係で受給している方とは限らない。

(高橋部会長) ほかに手当もあるので、その情報を自治体に通知すればいいのではないかと。これだけ遡及受給する人が出てきた場合、その人は各種手当を受けている可能性があるため、そのような可能性のある人をすくい上げて相談できる体制をとっていただけないと通知すればいいだけである。

(厚生労働省) 児童扶養手当をもらっている、もらっていないに関係なく、およそ年金を遡及裁定する人の

情報を全部自治体に通知すべきということか。そうでないと日本年金機構側は情報を持っていないので、遡及裁定する人が児童扶養手当をもらっているのか生活保護をもらっているのかわからない。

(高橋部会長) 制度改正すれば、マイナンバーで照会をかけられるのか。

遡及で多額のお金を支払うというのは、年金機構側の話であるので、年金機構側できちんと整理してくれないかということをお願いしている。

(厚生労働省) 本質は児童扶養手当の過払いを解消すること。

(高橋部会長) 過去に児童扶養手当を受給しているから、遡及支給した途端に法的に二重支払いの状態が発生する。

(厚生労働省) 発生して、結局、払い過ぎた児童扶養手当をいかに早く返還していただくかという話である。

(高橋部会長) 公的な手当をね。

(厚生労働省) 児童扶養手当は公的年金給付との併給調整を行うという制度であり、そもそもこの児童扶養手当を申請していただく段階で、それを御理解いただいて支給をしている。そのため、しっかりと啓発をやっていきたいと思う。

もう一つは、今回問題になっている件について、どういう形で情報交換をしていくかという話だろうと思う。この点については、やはり国と地方を合わせて相当な投資をして、マイナンバー制度を整備しようとしているので、それをうまく使っていくというのが財政効率という点から見ても一番メリットがあるのではないかという御提案をさせていただいているところ。

このマイナンバー制度を使う場合、情報提供システムを使う場合には、まず児童扶養手当受給者がどこにいるのか年金機構の側は知らないわけですから、この仕組みを使っていくためには、児童扶養手当の事務を行っている地方公共団体側からリストを提出していただく必要があるのだが、一つ一つ入力していくのは手間だという声も聞いているので、それを何とか一括で照会できるようにできないかということで、私たちは今、円滑に行く方策を検討していくということで考えている。

(高橋部会長) 遡及裁定をするときに、年金機構は遡及裁定を受ける人の住所を把握されているのではないか。

(厚生労働省) 住所は把握していると思うが、個人情報をもどのような形で共有していくかというルールがある。今のマイナンバーの仕組みとして、情報照会者が誰であって提供者が誰であるかということとははっきり決まっているので、やはりそこを使っていくという趣旨で申し上げている。

(高橋部会長) 年金機構が住所を把握しているのだから、事務を発生させた年金機構が手当の支給状況の有無を当該自治体に対して照会すればいいのではないか。

(厚生労働省) マイナンバーを使って相互に情報をきちんと管理しながらやっていくのが効率的ではないか。

(高橋部会長) 年金機構側からマイナンバーを活用して照会をされてはどうか。

(厚生労働省) 現行マイナンバー法では、本件については照会者が自治体で、情報提供者が年金機構という形で別表に整理されている。

(高橋部会長) 現行法はそういう整理なのか。

(小谷参事官) 今の整理はそうかもしれない。

(高橋部会長) 法改正すればいい。分権一括法により、マイナンバー法は多数変えてもらっている。事務を発生させるのは年金機構なのだから、そもそも自治体にやらせるのは筋違い。

(厚生労働省) 併給調整で、年金が出た場合には調整するという規定は児童扶養手当法にあって、児童扶養手当の実施事務主体は自治体であるので、自治体が債権回収するために必要な情報はみずから照会をしていただくというのが法制度の趣旨である。

(高橋部会長) 年金機構が行ったことが契機であるのに、当該事務をみずから発生させたわけではない自治体側に、なぜ照会義務を課すのか。それはおかしい。年金機構側が、必要なところに通知をすればいい。自治体は、その通知を受けて、支給者に対して、まとまってもらったお金をどうするかという話をすればいいわけである。

(厚生労働省) 大変大胆な御発想だと思うが、そういう手法自体が年金受給権の保護という使命を負っている我々としては、公的債務のみならず民間の債務まで。

(高橋部会長) おっしゃっている意味からすると、併給そのものが憲法違反だという話になる。もらったものを合理的に使うように計画を立ててもらおうという、それだけの話である。それがなぜ年金受給権の破壊になるのか。

(厚生労働省) 計画的に御相談していただくのはいいことだと思っており、そのツールとしてマイナンバーシステムを使ってはどうかということを申し上げている。

(高橋部会長) 要するに、それを年金機構が利用して、自治体に通知する制度をつくってくださいと言っている。

(厚生労働省) この情報は日本年金機構の年金支給のために必要というものではなくて、児童扶養手当の過払いを解消するために必要となるものである。

(高橋部会長) 法律のたてつけはそうかもしれないが、年金の遡及支給に伴い発生した事務なのだから。

(厚生労働省) 契機は確かにそうだが、必要となるのは児童扶養手当を払い過ぎたものをまた返してもらうためである。

(高橋部会長) それは年金機構側がつくった事務を、地方公共団体につけを回しているのと一緒。そういう事務をつくった年金機構が汗をかいて、それを発生しないようにするのが普通である。とにかく、私どもとしてこれは納得できないので、場合によっては政務にも上げて、頑張ってもらおう。

(厚生労働省) 引き続き議論が必要だということは認識した。我々も、これはどうしても守るべき課題だと思っているので、難しいと思っている。

<通番26：駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和（国土交通省）>

(高橋部会長) ニーズ調査等についてのスケジュール感はいかがか。

(国土交通省) 調査はできるだけ広く行いたいと考えているが、できるだけ早く調査の結果を得られるように努めてまいりたい。

(高橋部会長) 早くといっても、年度中または年内までになど、どの程度のスケジュール感か。

(国土交通省) 良い結果が得られるか不明であるが、調査自体はできるだけ速やかに実施したい。時間をかけて行うつもりはない。

(高橋部会長) 承知した。本年8月の社会資本整備審議会道路分科会において、立体的な活用についての提言が出ているが、本提案も同じ方向性であり、貴省としてもそれを活用しながら、立体的な活用を進めるという方向で検討したいと考えているということによいか。

(国土交通省) 前回のヒアリングでも申し上げたとおり、当方も同じ問題意識を持って、内部で検討を進めているところ。ただし、市街地における道路は一般通行の用に供するだけでなく、非常時の避難路や消防活動の場、あるいは建築物の日照・採光・通風の確保など、良好な市街地環境を確保する上で重要な機能を果たしている。そのため、建築基準法第44条では、建築物は道路内に建築してはならないとされているところであり、立体道路制度は、本来開放空間であるべき道路の上空について、道路の存する地域の状況を適切に勘案しつつ、一定の地域に限って道路上空における建築物の建築等を特例的に認める制度であることから、地域ニーズなどを十分に踏まえて検討していく必要があると考えている。問題意識は同じである。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋構成員) 本日の説明資料の今後の対応というところであるが、これから調査することは、一つは、今までの都市再生緊急整備地域の外にどの程度の需要があるかということの事実をまず確認したいということであると思われる。その場合に公益性や必要性が見出せるかどうかということであるが、現行の枠の外に、もしそのような事例などがあつたときに、どのような形で具体的に公益性や必要性を認定することを考えているのか。また、どのような事例があれば、制度の拡充を検討し得るとして作業しようしているのか。今は計画により公益性や必要性が担保される仕組みであるところ、その計画外で立体道路制度の適用の余地があるか検討するということであるため、その部分の建て付けや検討などについて御教示いただきたい。

(国土交通省) 先ほど申し上げたとおり、道路の上空空間は様々な機能を有している。それを一定程度制限するため、どの道路にも蓋をかけて建物を建てるのが可能となるようにすると、街の中は空間がなくなり非常に窮屈な街となってしまう、採光・通風等が確保できないという問題が発生することとなる。

そこで、例えば、土地の需要が極めて高く高度利用した方が都市の活性化につながる、国際競争力の強化につながるなどの公益性や公共性が認められるようなところを、どのように類型化して整理すべきか。そのためには、様々なニーズを収集しなければ判断ができないため、まず、速やかに調査し、その上で検討を進めていきたい。問題意識は全く同様に持っているため、できるだけ早く結論を出していきたい。

(大橋構成員) 承知した。では、調査し、区域外にどの程度、上のオープンスペースと交換しても成り立つ、又は上回るようなものがあるかということを検討されると同時に、国際性や都市の発展といったことをもう少し具体化した指標にさせていただくと、今回のような地方自治体の悩みも解消するかと考えられるため、そのような形で御提示いただきたい。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) 調査の結果が出るのはいつ頃か。

(国土交通省) 1カ月はかけずに出したいと考えている。

(高橋部会長) では、事務局に調査の結果を提示いただけるだろうか。事務局はこれを聴取する予定か。

(五嶋参事官) 共同で調査をする予定。

(高橋部会長) 承知した。それを踏まえ、さらに閣議決定の表現ぶりなどを調整されたい。

<通番 39-②: 博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和(内閣官房・文部科学省)>

(高橋部会長) 平成30年中という具体的なスケジュールをお出しいただいたということでよろしいか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) 内閣官房にもお聞きするが、基本的にこの地方提案というのは、観光振興やまちづくりなどを一体的に図るという点で、博物館を積極活用するという点である。その意味では、地方公共団体の選択の幅を広げるという仕組みは、政策としては基本的に共有しているということよろしいか。

(内閣官房) 内閣官房としては、今、高橋部会長がおっしゃったとおり、博物館は各地域の文化資源として重要な役割を果たして、各自治体で観光、産業、雇用など、さまざまな政策と結びつけていくことで、より一層の地方への貢献が可能になると思っている。

今回、提案団体からは、首長所管の博物館についての問題提起があり、国内外の信頼性やステータス向上、あるいは長期安定的な高度人材の育成・確保といった諸課題があるということを言っている。これらも重要な課題であると思われるので、この際、公立博物館を条例で首長所管にできるようにする提案については、現時点では当チームとしても積極的に検討すべきものと受けとめている。

(高橋部会長) 平成30年中ということは来年の12月までということよろしいか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) 事務局はそのスケジュールでよろしいか。

(齋藤参事官) 今、内閣官房の認識をお伺いしたが、文科省としてもこういう提案について積極的に検討いただく方向でお考えいただいているということよろしいか。

(文部科学省) そういう認識で考えている。従来、こういう課題が出ると、教育の中立性の観点など抽象的な議論をし、今後検討ということになっていた。今回、具体的なスケジュールをお出しするということは、では、どうやったら教育の中立性が担保できるか、例えば、以前も御指摘いただいた博物館協議会を必置とするのか、また、教育委員会からの意見聴取を行っていくのか、そうした具体的な案を出して議論を進めていきたいということ。そうすると30年中には間に合うのではないかと考えている。

(齋藤参事官) 一方で、国全体の観光立国推進計画の中では、2020年までにこういった博物館を観光振興のためにしっかりと活用していくという方向が示されていることを考えると、30年中というのは少し遅いのではないかと思っている。

また、文化財保護の移管についての提案(管理番号183, 224番)は、さらに検討が先に進んでいて、現に中央教育審議会の部会が立ち上げられ、議論されているし、文化審議会も先行して開催されている。こういうことから、博物館も、文化財とあわせて同じ時期に、具体的には本年中に結論を出していただくということは不可能か。

(文部科学省) まず、博物館が文化施設として例えば観光振興に寄与するということは一側面ではあるが、そもそも博物館というものが社会教育施設であるということは、社会教育法等に明記されている。また、

文化財のほうは今年の5月に文化審議会でも文化財保護体制について諮問がされていて、8月末にある程度中間まとめで御指摘もあったということなので、こちらについては少しスケジュール感が異なってくる。当然、博物館は教育施設であるということ、そして関係者が今回は多くて、日本博物館協会にも説明はしたが、やはり丁寧なプロセスは是非とっていただきたいという話があったので、逆に余り短期間でまとめようとするとハレーションを起こしてしまう可能性があると考えている。ただ、30年中にやるということは、それなりの目的意識を持って取り組むということなので、あくまで審議会で御議論いただくことになるが、何とかうまくまとめられる方向で進めてまいりたいと思っている。そこについては、ぜひ、御理解を賜りたい。

(齋藤参事官) もう一点、先ほど、博物館を含む社会教育全体という言及があった。提案としては、博物館について移管の検討をお願いしたいということ、また、先ほど申し上げた、観光立国の計画でも、博物館を切り出してやっているということで、あくまで博物館についての検討をお願いしたいがいかか。

(文部科学省) 実は平成26年の提案では、博物館だけではなくて図書館についても提案をいただいていたが、博物館だけを切り出して議論してしまうと、結局、その後、それでは図書館はどうするのだとか、そういう話になったときに、また議論を改めてしなければならないのかとか、例えば日本図書館協会などに行くと、少し危惧を抱いているという面もあるので、ここはもう、全て棚に乗せて議論をさせていただきたい。ただ、それぞれの施設についてどのような結果が出るのかというのは、いろいろ議論を賜りながらやっていきたいと思っている。

(高橋部会長) 単純な疑問だが、観光立国の関係で図書館というのは入り得るのか。

(文部科学省) 図書館も最近では、まちづくりの拠点として、いわゆる複合的な施設で地域振興という形も担っている。確かに直接、外国人の方がいらっしゃるかどうかはまた別の問題だが、図書館自体の事業で交流人口が増えるということは実際にはあると思うし、観光だけで議論するというよりは、あくまで社会教育施設の振興という観点で、首長部局への移管についても総合的に議論をさせていただきたいと思っている。

(高橋部会長) 社会教育施設一般に広げると、なかなか多様で、逆に少し重いのではないか。やはり観光立国との関係ですくい上げられる施設というのは博物館だろうと思うので、ピンポイントで議論できないか。社会教育施設全般という話まで広げていただくと、かえって我々も危惧を持つところがある。そこは絞ってやっていただきたいと思うが、事務局はそれでよいか。

(齋藤参事官) そのように考えている。

(高橋部会長) 我々としては、そういうお願いなので、この提案は、あまり社会教育施設一般に広げていただきたくないと考えている。

(文部科学省) 御指摘の趣旨については理解をするが、ただ、我々の全体の教育政策の中での位置づけというものもあるので、例えば中央教育審議会での議論とか、そういう場面で、必ず、先ほど課長が申し上げたように、あれはどうなのだ、これはどうなのだという議論がある。そうなったときに、逆に我々の立場から申し上げると、博物館だけを観光振興、観光立国の観点から議論するというよりは、そういった点も十分に踏まえ、そこに重点を置きながら、では、ほかの施設はどうなのだということも含めて、社会教育施設の管理・運営等のあり方について、全体としての整合性を保ちながら議論していかないと、全体の姿がおかしくなってしまうのではないかという懸念がある。今の御指摘も十分に踏まえながら、社会教育施設の中で特に博物館行政についてこういう要望が出ているという点を十分念頭に置きながら、全体の整合性を確保した上で議論するという形にさせていただきたい。

(大橋構成員) 文部科学省の中で、所管で考えると一緒に整理したいという気持ちはよくわかるが、外から見ていると、逆に平成29年3月に閣議決定という形で、政府が観光拠点づくりということで美術館、博物館について個別的な名称で指定していて、そこに要請が求められているということであれば、政府の中の一機関としては、やはりそれについて答えを出すというのが行政機関としての対応のあり方ではないかと思う。また、横にらみでほかの施設も議論の対象とするのは構わないが、先ほど説明されたように、ほかの施設も混ぜていろいろ考えた後で、施設ごとにどうなるかはわからないというような形の中に博物館まで一緒に入ってしまうと、今までの閣議決定との関係も含め、この提案募集という形で地方公共団体から出ている提案に対する回答としては答えにならないのではないか。ここが重点であるわけだから、ここについて、やはり答えを一定期間の中できちんと出していただきたい。そこで心配な点があるのであれば、

先ほど発言されたようないろいろな手法があるので、そこを担保するような措置つけていただければいいだけだと思うが、いかがか。

(文部科学省) 説明が至らず申しわけないが、先ほど審議官から説明があったように、あくまできっかけは博物館で、それが観光振興に資するという。それを契機、ポイントとして、出発点として議論をしていくつもりであるので、博物館とそのほかのものが一体でなくてはいけないとか、ごちゃ混ぜにすることは、まず考えていない。ただ、いずれにしても、博物館関係者からも、そこについてはしっかりと議論をしたいという話があるので、これは30年中に必ず議論をして、どういう形になるかは、まだ審議会をしていないので何とも言えないが、一定の方向性が出るような形でまとめていきたいと思っている。

(高橋部会長) 社会教育施設の性格を持つ博物館という観点から議論していただくのは結構だと思う。ただ、それを社会教育施設全般の中での博物館で、ほかのこともいろいろ議論するとすると、ほかの施設については観光と位置づけにくいようなものもたくさんあり、閣議決定でも名指しをされていないので、中央教育審議会の委員の先生方にも、そこは、今回は社会教育施設としては博物館を議論するけれども、ほかのものはほかのもので社会教育施設全般の中でいろいろ考えていくという説明でないと、どうも議論が拡散してうまくいかないのではないかと思うので、そこは非常に危惧している。

(文部科学省) 部会長の指摘のとおり、懸念があるようであれば、そこはきちんと整理した上で審議を進めていきたいと思う。そこはよく留意しておきたい。

(伊藤構成員) 繰り返しになるが、おそらく諮問の仕方にもよると思うので、人づくり革命や一億総活躍社会などの視点も重要だが、やはり具体的に諮問をするときには、あくまで今回の趣旨に即した形での諮問で御審議をお願いしたいと思う。

(文部科学省) おそらく、諮問事項が幾つかある中の一つの具体的なものとして、博物館が観光振興に資するといことは挙げる形にして、そこははっきりと結論が出るようきちんと整理したい。

(大村次長) 今回、別途、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案件が地方分権一括法に含まれる可能性があり、今のお話も含めて、スケジュールについてよく相談をさせていただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)